

## 岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準

### (目的)

- 1 この基準は、生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条の規定を適用するにあたり必要な事項を定め、もって市街化区域内農地等の適正な保全・活用を図り、農林漁業と調和した都市環境の形成に資することを目的とする。

### (指定することができる農地等)

- 2 生産緑地として追加指定できる農地等は、次の(1)から(5)のいずれにも該当する農地等とする
  - (1) 市街化区域内の一団の農地等の区域であること
  - (2) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
  - (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの
  - (4) 農地等の所有者に指定の意向があり、利害関係人の同意を得ているもの
  - (5) 都市計画において生産緑地地区を定めようとする農地等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
    - ①追加指定面積が300㎡以上の規模の区域であるもの
    - ②既存の生産緑地地区と一団を形成し、次のいずれかに該当するもの
      - ア 農住組合法、土地区画整理法、土地改良法等の実施及び地区計画等計画的なまちづくりを進めるうえで必要と判断されるもの
      - イ 交換分合等による土地の集合化により、新たに生じた一団の農地等で生産緑地として評価できるもの

### (指定しない地域・地区)

- 3 前規定にかかわらず、都市計画の観点から次のいずれかに該当する地域・地区内の農地等については、生産緑地の追加指定を行わないものとする。
  - (1) 商業地域及び近隣商業地域、並びに容積率の上限が300%以上に定められている地域。ただし、将来、公共施設等の整備が予定されている区域を除く。
  - (2) 特別業務地区第1種、第2種の定めのある区域
  - (3) 生産緑地法第10条の規定に基づく買取申出があり、行為の制限が解除された地区。ただし、所有権移転が行われた場合や新たな農業従事者が確保されるなど継続的に農業経営が可能な条件を備えた場合はこの限りではない。

### (附 則)

この基準は、平成31年4月1日から運用する。